

概要

平成15年11月感染症法律が一部改正され、感染症はその感染力や重篤性など危険性に応じて5種類に分けられるようになりました。

1 感染症分類

一類感染症: 危険性が極めて高い感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症: 危険性が高い感染症

急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス

三類感染症: 危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こしうる感染症

腸管出血性大腸菌感染症

四類感染症: 動物、飲食物等を介して人に感染し、健康に影響を与えるおそれがある感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱など30疾患

五類感染症: 発生動向調査に基づいて情報提供し発生・拡大を防止すべき感染症

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)など42疾患

2 発生状況

平成18年中に発生し、届出のあった感染症及び食中毒患者数は、次のとおりです。

一類感染症の発生はありませんでした。二類感染症は細菌性赤痢が6件、腸チフスが2件、三類感染症は腸管出血性大腸菌感染症が16件発生しました。四類感染症は、日本紅斑熱が8件、A型肝炎が4件などとなっています。

食中毒患者数は727人となっています。